

公益財団法人高砂学生会館について

公益財団法人高砂学生会館は、財団法人高砂協会が平成22年12月1日に公益財団法人に移行するのを機に名称を変更したものです。

財団法人高砂協会は、閉鎖機関台湾銀行がその役割を終え清算する過程でその記念事業として3千万円を出損して、1957年に設立されました。

当初、敗戦により台湾から引き揚げてきた日本人の子弟で、地方都市から東京の大学に進学しようとする者に「高砂寮」という学生寮を提供し人材育成の一端を担ってまいりました。

当時、これら引揚者の多くは台湾で築き上げた財産を失い、母国日本で新たな出発を余儀なくされていましたので、子弟の中には学力優秀で向学心に燃える人でも経済的事情から、大学進学を断念せざるを得ない人もある時代であり、いくらかでも人材の育成に貢献できたものと自負しております。

今日では住宅事情はよくなり、台湾引揚者という言葉も風化するほど日本経済は発展成長をとげております。一方、日本はアジアの先進国として、東南アジアをはじめ留学生を積極的に受入れています。留学生の居住環境はまだまだ厳しいようです。そこで、1982年に財団法人高砂協会は目的を一部変更し、これら留学生にも門戸を開き今日に至っています。

今日歴史を振り返ってみるとき、先の大戦では、日本は他国の人々に大きな不幸をもたらしたことは否めません。この戦争は、明治維新により近代国家に生まれ変わった日本が西欧の列強国に伍していくためとったひとつの選択でしたが、現在日本は平和を希求する国となりました。歴史にはもしもということはありませんが、戦前に世界の人々がもっと多くの自国以外の事情を知り、人々の思想の多様性を理解する努力をし、もっと広い視野に立つことができたなら、また世界の歴史は変わっていたのかもしれない。今世界には多くの争いがあります。国家間の理解はそれぞれの国の人の個人レベルでの相互理解がその基礎にあると思います。高砂学生会館には、いろいろの国から留学生が集まっていますが、この学生会館での共同生活のなかで積極的に交流し、お互いの国の文化を尊重し、理解する能力のある人になっていただきたいと思っています。そして国家間の争いをなくし、世界の平和と人類の繁栄に貢献する人になっていただくことを期待しています。

2010年12月1日

公益財団法人高砂学生会館
理事会・評議員会

JR 東京駅から約1時間

(東京駅から中央線快速で新宿駅へ、山手線田端池袋方面に乗り換え高田馬場駅へ、そこで西武線に乗り換え小平駅へ、小平駅で拝島、西武遊園地、玉川上水方面へ乗り換え一つ目の駅が萩山駅です。)

西武新宿線の萩山駅下車徒歩10分。北口広場から遊歩道の駐輪場に沿い左手へ。駐輪場の端辺りの坂をおり、アパートに沿って萩山図書館方面へ、そこまで来ると道路の先にコンビニがあるので左折して少し歩くと学生会館の建物が見えます。



日本人と海外留学生の 高砂学生会館



公益財団法人高砂学生会館

〒189-0012 東京都東村山市萩山町4丁目9番12号

Tel 042-393-3233

Fax 042-397-1725

E-mail: takasago-s-house@kkd.biglobe.ne.jp

【高砂学生会館の概要】

竣 工	平成2年(1990年)8月
所 在 地	〒189-0012 東京都東村山市萩山町4丁目9番12号
交通機関	西武線萩山駅(徒歩10分)
土地建物	1,053㎡の敷地に鉄筋コンクリート造4階建
定 員	57人
居室面積	12.4㎡
居室設備	机、いす、本棚、ベッド(収納付)、クローゼット、エアコン、冷蔵庫
利用可能設備	光ケーブル回線(無料) JCOM西東京ケーブルテレビ(個人契約)
共用設備	キッチン、電子レンジ、シャワールーム、トイレ、自習室、洗濯機、乾燥機、駐輪場、和室



【入館時に係る諸経費】

入館一時金	35,000円
当月分会館使用料	35,000円(共益費を含む)
合計	70,000円

【毎月の諸経費】

会館使用料 35,000円(共益費を含む)
居室内使用の電気料金(使用量にもとづき料金)を計算し、請求します。

【共同生活上のルール】

- ・廊下、居室は土足で入れません。
- ・女性の居室内立ち入りはできません。
- ・ペット類を会館内で飼育することはできません。
- ・テレビ、オーディオ等は音量を下げてください。
- ・キッチンの使用後のあとかたづけは、必ず使用者が行なってください。
- ・非常口は非常時以外の出入りを禁止します。
- ・自転車の持ち込みは事前に申し出て、高砂学生会館のラベルを貼ってください。

- ・会館周辺は住宅地であり、近辺の住民に配慮して、ロビー、居室等でのテレビの音量、話し声には十分配慮してください。
- ・会館内の共用備品を勝手に私物としてはいけません。

【入館資格】

次の各号に掲げる条件を備えていることが必要です。

- ① 単身男子学生であること
- ② この学生会館から通学可能な地域に所在する大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程に通学している、あるいはする予定であること
- ③ 修学のため入館する必要がある、会館使用料を支払う能力があること
- ④ 身元保証人があること
- ⑤ 伝染病の疾患がないこと
- ⑥ 自国以外の人との共同生活に適応する能力があること(言語の能力ではなく協調性をいう)

【退館処分】

次の事項にひとつでも該当することになった場合は、退館していただきます。

- ・ 会館使用料を3ヶ月分滞納したとき
- ・ 共同生活上のルールを守らず、他の入館者の生活または近隣の居住者の迷惑となっていると認められるとき
- ・ 高砂学生会館の管理者の正当な指示、指導に従わないことが著しいとき
- ・ その他人館時に申告した、入館資格に適合しなくなったとき
- ・ 大麻、麻薬等法律で禁止されている薬物を持ち込み使用したとき
- ・ いわゆるテロ行為に加担し、テロ行為のための集会を会館内で行ったとき

入館の申し込み方法等について

受付時期: 学生の異動時期にあわせ2月から3月にかけて、あるいは7月から8月にかけて受け付けています。

募集人数: 毎回15名前後です。

申込み先: 電話またはメールにより申し込んでください。

申込書類: 申し込みにあたっては、所定の申込書類に必要事項を記入してください。

面接等: 会館に来て、会館の中を見てもらいます。会館の使用料、基本的ルールなどを説明しますので、入館の意思があるならば、入館申込書を提出ください。

選考方法: 入館資格を有するかどうかを審査し、高砂学生会館の共同生活上のルールを守っていける人かどうかを重視して選考します。

誓約書提出: 所定の誓約書を提出していただき、入館時に係る諸経費を受領したら、入館を許可します。

入館目: 退館者の日程を考慮し、打ち合わせの上入館日を決めます。